

## 規制に係る事前評価書（要旨）

【 関係法令の名称 】

規制の内容	電子マニフェストの使用の一部義務化		
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル 対策部企画課廃棄物・リサイクル制 電話番号：03-6457-9097 E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp 度企画室		
評価実施時期	平成29年3月2日		
規制の目的、内容及び必要性等	不適正処理事案発生時における都道府県や排出事業者による当該産業廃棄物の流れの速やかな把握及び原因究明、出事業者や産廃処理業者の情報管理の合理化を図るため、特定の産業廃棄物を多量に生ずる事業者として環境省令で定めるものは、当該産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、現行の産業廃棄物管理票の交付に代えて、電子情報処理組織を使用して産業廃棄物に関する事項の登録をしなければならないものとする。		
	関連条項	第12条の5	
想定される代替案	代替案① 現行制度の維持		
	代替案②  *代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	・対象となる排出事業者は、電子マニフェストによる登録が義務付けられる。もっとも、特殊な端末を必要とするものではなく、通常事業者が保有しているパソコンやスマートフォン等を使用して登録を行うことができる。 ・登録経費がかかる一方で、事業者の管理票交付・保存コストは不要となる。	・現状どおり。	
(行政費用)	・現状どおり。	・現状どおり。	
(その他の社会的費用)	・特に想定されない。	・現状どおり。	

規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	<p>特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者から排出される特別管理産業廃棄物については、電子マニフェストにより、処理状況の把握が行われることとなる。これにより、不適正な処理が行われた場合に、都道府県による速やかな原因究明が可能になる。また、排出事業者も処理状況を即時に把握することが可能になり、廃棄物処理の透明性の向上が見込まれる。排出事業者や産業廃棄物処理業者にとっても、情報管理の合理化につながる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者における追加的な負担は生じないが、不適正処理事案の発生時には、偽装の検証に関係者の産業廃棄物管理票同士の照合が必要。</li> <li>・廃棄物の流れを把握するためには、排出事業者、収集運搬業者、処分業者のそれぞれが保管している産業廃棄物管理票の確認が必要。</li> <li>・産業廃棄物管理票の保管コストが必要。</li> </ul>	
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、導入に当たって必要となる費用は大きなものではなく、不適正な処理が行われた場合に、速やかな原因究明が可能になること、また、排出事業者も処理状況を即時に把握することが可能になり、廃棄物処理の透明性の向上が見込まれること、さらに産業廃棄物管理票の保管が不要になるので排出事業者及び処理業者の事務の効率化が図られることを踏まえると本規制措置は妥当である。</p>		
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成29年2月中央環境審議会）においては、「より適切な管理が求められる一定規模以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者に対し、マニフェスト制度の運用状況に係る総点検も踏まえつつ、電子マニフェストの使用の義務化を検討するとともに、特別管理産業廃棄物の処理を受託する産業廃棄物処理業者に対し、電子マニフェストの使用の義務化を検討すべきである。」とされている。</p>		
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則第5条の規定に基づき、法律の公布の日から起算して3年を超えない範囲において政令で定める施行日から起算して5年後を予定。</p>		
<p>備 考</p>			